

5 . 推進方策

大河信濃川の恵みを生かし、次世代に引き継ぐ「水と緑のネットワークづくり」の実現に向けて、次のような方策を進めていきます。

つながりづくり

市民、行政、事業者等の役割分担と協働・連携

水と緑のネットワークづくりを市民や行政、事業者等が協働・連携により進めていくために、市民や行政、事業者等のつながりづくりを進めます。つながりをつくるにあたり、まず本計画で描かれている将来のビジョン、そして各々が担っていく役割を理解し、認識の共有化を図ります。

そして協働・連携に向け、市民、行政、事業者等がひとつのテーブルの上で議論・調整ができる機会及び環境づくりを進めていきます。その上で、積極的な協働の推進を図ります。

また、これらを進めるにあたっては、長岡市の緑や自然環境等に関連する情報、あるいは緑に関連する事業・施策等を推進する前段階における情報提供等、情報の共有化を進めます。

人づくり・仕組みづくり

・・・長岡市の緑をまもる・つくる・そだてる・ための環境形成

長岡市の緑をまもる・つくる・そだてる・ために、人づくりと仕組みづくりを進めます。

人づくり

人づくりでは、まず市民全体の緑に対する意識の醸成を図ります。また市民による緑化活動等を進められるように、緑化活動等のリーダーとなる人材の育成を進めます。また、市民が緑化活動を進める上で、指導やアドバイス、コーディネートができる指導者の育成も進めます。

更に行政内においても、緑に対する意識の醸成を全体的に進めると共に、緑のまちづくり等に対する熱意を持った人材の育成を進めます。

庁内の仕組みづくり

緑は様々な役割や機能を持つことから、緑と関連する部署は多岐にわたり、また緑の活用に対しても様々な取組みが図られています。効果的、効率的に緑をまもる・つくる・そだてる・ために、市内及び周辺の緑に関連してくる事業・施策等の情報を集約した上で、連携・調整を図れるよう庁内での推進体制の充実を図ります。

進行管理と見直し

「長岡市緑の基本計画」の計画実現に向け、「第二次新長岡発展計画」や「長岡市都市計画マスタープラン」に準じ、また「長岡市都市環境計画」や「長岡市都市景観基本計画」等関連する個別計画とも整合、調整を図ります。緑が主体であったり、また関連している施策や事業等においては、一体的かつ効率的に取り組むことをめざします。

また「長岡市緑の基本計画」の策定後、定期的に計画の進捗状況や内容を検討します。また上位計画等の見直し及び社会情勢の変化等に応じて、「長岡市緑の基本計画」の見直しや改定を行い、計画内容を充実していきます。



(1) 市民による緑への取組み

長岡市では、下記のような取組みが行われています。また、「緑を大切にしよう」という活動が芽生えています。

学校では

児童・生徒が中心となり、地域の住民と交流を図りながら、校内や地域における緑化活動を行っています。



身近な公園や街路花壇では

地域の人々によって「市の土地は市民みんなの土地、みんなの土地をみんなで美しくしよう。」という活動が活発に行われています。種から育てた花苗を公園に植えたり、草取り等の管理を行う積極的な地域が増えています。



大きな公園では

悠久山公園では、ボランティアによる清掃が行われています。そして、千秋が原ふるさとの森にある花の広場での花植えや、国営越後丘陵公園の花壇等についての維持・管理は市民参加で行われています。また雪国植物園は、市民の有志によって運営されています。



花いっぱい運動、花いっぱいコンクールでは

平成4年の「全日本花いっぱい長岡大会」の開催を契機に、花いっぱい運動が盛んになってきました。平成5年から「長岡市花いっぱいフェア」を開催し、平成14年には10回目を迎えました。

フェアの一環として、平成8年からは「花いっぱいコンクール」を実施しています。平成14年には、保育園・幼稚園、小・中学校、あるいは地域住民・事業者等の緑化団体が88団体参加し、花を育てることを通じて、まちづくりに取り組んでいます。



このような「市民の緑に対する意識、緑を育てる活動等を応援していきたい」、そして「自分達で美しくした街に住む」という心が市全体へと広がり、市民や行政、事業者等の協働により緑豊かなまちづくりを進めていきたいと思えます。

(2) 長岡市緑の基本計画策定検討委員会・策定ワーキンググループ名簿

「長岡市緑の基本計画策定検討委員会」名簿

委員長	白井彦衛	千葉大学園芸学部名誉教授
副委員長	小川浩司	花と緑のまちづくり推進協議会会長
委員	小田島健一	長岡地域森林組合管理課長
	小林正夫	長岡市緑花推進指導員
	牛腸香代子	ピアノ教師
	桜井繁	宮内北公園等清掃管理者
	佐々木佳子	郷土史家
	鈴木重吉	長岡市公園緑地協会理事長
	曾宇泰子	長岡造形大学造形学部教授
	伊藤康行	国営越後丘陵公園工事事務所所長

敬称略：委員の方は五十音順

長岡市緑の基本計画策定ワーキンググループ・担当課

企画部	企画課
	防災課
環境部	環境政策課
農林部	農林政策課
土木部	道路管理課
	河川課
教育委員会	教育総務課
都市整備部	都市政策課
	都市整備課
	建築住宅課
	公園緑地課
事務局	
都市整備部公園緑地課	

(3) 用語集

あ行

NPO

Nonprofit Organizationの頭文字をとったもので、「民間非営利組織」と訳される。活動分野や地域にかかわらず、「営利を目的としない」「民間」かつ「公益的」な立場から利益を目的としないで、社会的な使命を達成することを目的に活動する組織。

園芸療法

植物を通して、人間の精神の安定、心身のリフレッシュや機能回復を図る療法。草花を育てたりふれあう等の園芸作業による効果を活かし、心や身体の障害を持っている人や、高齢者の症状の改善を図る。

屋上緑化・壁面緑化

建物の屋上やベランダに木や花などを植えたり、ビルの壁やフェンスに、ツタなどを絡ませること。街の温暖化（ヒートアイランド現象）防止対策や景観的な潤い、あるいは建物の温度上昇を抑制することによる省エネルギー化等、様々な効果がある。

か行

協働

市民やNPO、企業、行政など様々な主体が、共通の目的を達成するために、対等な立場のもとで、各々が果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完し、協力し合うこと。

国営公園

都市公園の中のひとつ。広域的な観点や、国家的な記念事業等から国が設置する都市公園。

コミュニティ

一般的に共同体または共同社会と訳される。本計画では、特に地域の結びつきが強く、地域性を持った集団である「地域コミュニティ」を指す。

さ行

浸水危険区域

国土交通省が、全国の直轄管理河川において、概ね100年～200年に一度程度起こる大雨を対象として、洪水氾濫シミュレーションによって浸水する恐れがあるとした区域。

た行

地域制緑地

都市緑地保全法や都市計画法等によって土地利用規制されている緑地。緑地の保全・創出を図るものとして、「緑地保全地区」や「緑地協定」等がある。

地球温暖化

地球の平均気温が上がり、それによってさまざまな気候変動が生じる現象。人間の活動の拡大により二酸化炭素等の温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇している。

都市公園

都市公園法に定められた公園で、身近にある小さな公園（街区公園等）から国営公園といった大きな公園まで様々な規模や種類のものがある。都市計画施設である公園または緑地で、地方公共団体または国が設置するもの。および都市計画区域において地方公共団体が設置する公園または緑地。

都市緑地保全法

都市において緑地の保全及び緑化の推進に必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした法律。指定地域の種類として、「緑地保全地区」と「緑地協定」がある。

トラスト運動

優れた自然環境や建物等を寄付金を募って買い取ったり、寄贈や遺贈を受けたり等により、これを保全・維持・管理・公開することで、次世代に残していくことを目的とした市民運動。

は行

プロムナード

散歩道・遊歩道

フリンジ駐車場

中心市街地の自動車交通の適正化を図るため、中心市街地の外縁部に整備される駐車場。

ま行

緑の政策大綱

国土交通省（当時建設省）が平成6年に、緑の保全・創出・活用にかかる諸施策をとりまとめ、これらを総合的に実施することを目的に、21世紀初頭までの施策の基本方向と目標を明確にしたもの。

や行

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず多様な人々が気持ちよく使えるように製品、建物、空間をデザインすること。障害の部位や程度によりもたらされるバリア（障壁）に対処するバリアフリーデザインはその一部となる。

ら行

緑地協定

都市緑地保全法に基づき、良好な生活環境を形成するために、土地所有者等の全員の合意のもと区域を設定し、植える樹種等緑化に関する事項を決める協定。